令和4年度から新保険料率が適用されます

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました

静岡県後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。この保険料率は、都道府県ごとに医療費の増加状況などを考慮し2年ごとに改定されます。令和4年度は、下記の新保険料率が適用されます。

問い合わせ 市民課国保年金係(☎35-0915)



■保険料内訳(年間)改定の内容

改定前

	令和2・3年度の保険料率		
所得割率	8.07%		
均等割額	4万2,100円		



	令和4・5年度の保険料率		
所得割率	8.29%		
均等割額	4万2,500円		

- 保険料の計算方法 -

後期高齢者保険料は、介護保険料と同様に個人ごとに算定し、定額の「均等割額」と所得に応じて計算される「所得割額」の合計で計算されます。

所得割額 (総所得金額-基礎控除額(43万円))× 所得割率 8.29%

+

均等割額 4万2,500円 被保険者1人当たり

改定後

1年間の保険料 (限度額66万円) ※100円未満切り捨て

※年金所得のみの人は、(年金収入一公的年金等控除額)が総所得金額になります。

■保険料軽減措置が継続されます

- 被用者保険(いわゆる「サラリーマン」の健康保険)の被扶養者だった人 均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。(資格取得日から2年間)
- 所得の少ない人 令和3年度と同様の軽減措置が継続されます。

均等割額は、世帯の所得水準にあわせて、次のとおり軽減されます。

世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計	軽減の割合
「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+52万円×世帯の被保険者数」以下	2割
「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円+28.5万円×世帯の被保険者数」以下	5割
「43万円+(給与所得者等の数-1)×10万円」以下	7割

※給与所得者とは、給与収入55万円超と公的年金に係る所得を有す者(公的年金等の収入金額)

■収入別保険料額の例 ※単身世帯で年金収入のみの場合

年金収入額(年間)	令和3年度	令和4・5年度	上昇額
基礎年金受給者(年金収入78万円)	1万2,600円	1万2,700円	100円
月額15.5万円(年金収入187万円)	4万8,400円	4万9,400円	1,000円
月額18.3万円(年金収入220万円)	8万7,700円	8万9,500円	1,800円
現役並み所得者(年金収入383万円)	21万7,000円	22万2,100円	5,100円